

業務請負契約書（案）

支出負担行為担当官近畿農政局長（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）について、次のとおり契約を締結するものとする。なお、本契約の履行細目は仕様書に基づくものとする。

第1条

1 業務名 令和8年度京都農林水産総合庁舎自家用電気工作物保安管理業務

2 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 京都農林水産総合庁舎
(2) 事業場の所在地 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
(3) 需要設備
ア. 設備容量 600 キロボルトアンペア
イ. 受電電圧 6,600 ボルト
(4) 非常用予備発電装置
ア. 発電機定格容量 300 キロボルトアンペア
イ. 発電機定格電圧 220 ボルト
ウ. 原動機の種類 ディーゼル

第2条（業務の内容）

1 対象設備は、受注者が実施する保安管理業務は、次の各号により保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、保安業務担当者という。）が自ら実施するものとする。

- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、仕様書別紙2「点検、測定及び試験の基準等」のとおり）を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止につきとるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。
(3) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
(4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
(5) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
(6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。
(7) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、仕様書別紙2「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

- 2 受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができる。ただし、発注者の申し出がある場合又は受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について指導、助言、監督を行うものとする。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - (2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

第3条（点検の頻度）

- 1 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検内容は、別紙2「点検、測定及び試験の基準等」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。ただし、年次点検には月次点検を含むものとする。
 - (1) 月次点検 每月1回（設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上）
 - (2) 年次点検 每年1回（実施日は土曜日もしくは日曜日とする。）
 - (3) 臨時点検 必要の都度

第4条（契約期間）

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

第5条（請負代金額）

- 1 第3条第1項第1号から第3号に掲げる業務に対する請負金額は、次のとおりとする。

契約金額	￥	円	(うち消費税及び地方消費税の額	￥	円)
月額	￥	円			

第6条（契約保証金）

契約保証金は免除する。

第7条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者に連絡責任者兼監督職員（以下連絡責任者という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前2項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

第8条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第9条（保安業務担当者の資格等）

- 1 受注者は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者の求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 保安業務担当者を明確にするため、受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、書面をもって発注者に通知するものとする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

第10条（業務結果の報告及び記録の保存）

発注者は、受注者が実施し報告した保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受けるものとする。また、結果の記録は発注者、受注者双方において3年間保存するものとする。

第11条（機密の保持）

発注者及び受注者は、業務上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

第12条（契約期間内の変更）

- 1 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を変更することができるものとする。
 - (1) 設備容量が変更された場合
 - (2) 受電電圧が変更された場合
 - (3) 非常用発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (5) 発注者が保安規程を変更する場合

第13条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
 - (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 発注者が請負代金の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、発注者、受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前迄にその旨を文書により通知し、双方が合意したうえで解除できるものとする。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 保安管理業務委託先承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
 - (5) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合
 - (6) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となった場合

第14条（再委託等の禁止）

受注者は、業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

第15条（請負代金額の変更方法等）

- 1 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に受注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 受注者が第2条第1項2号の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内に含めることができないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

第16条（一般的損害）

- 1 受注者は、業務の実施において発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、前項の規定による賠償の責を負わない。

第17条（検査）

- 1 受注者は、第2条第1項1号の規定により第3条第1項各号に係る業務が完了した都度、その旨を発注者に報告し、発注者はその記録を確認するものとする。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、業務完了通知書により該当月の業務が完了した報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

第18条（請負代金の支払い）

- 1 発注者は、毎月の契約履行完了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 2 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第19条（発注者の催告によらない解除権）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - 二 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - ホ その他イからニまでのいずれかに準ずる行為

第20条（発注者の損害賠償請求等）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の業務内容に契約不適合があるとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金から既履行部分に相応する請負代金を控除した額につき遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

第21条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の1に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第22条（受注者の損害賠償請求等）

- 1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 一 第13条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第13条第1項2号の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第23条（紛争の解決）

- 1 この契約書の各条項において、発注者、受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかつた場合において、発注者が定めたものに受注者に不服があるときその他契約に関して発注者、受注者間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者、受注者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係わるものは発注者、受注者折半し、その他のものは発注者、受注者それぞれが負担する。
- 2 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の発注者、受注者間の紛争について、民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

第24条（契約事項等の解釈）

契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、発注者、受注者が各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

住 所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

氏 名 支出負担行為担当官

近畿農政局長

印

受注者

住 所

氏 名

印